

規約・諸規程の一部改正（案）について

1 改正の趣旨・内容

国において、「米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業」が措置され、補助対象となる追加防除の緊急性や予算措置の迅速性の観点から、福島県水田農業産地づくり対策等推進会議が補助金交付手続等の事務を行うこととし、これに係る規約等の一部を改正する。

2 具体的改正内容

規約等の以下条項に「米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業」に係る事項を追加する。

（1）福島県水田農業産地づくり対策等推進会議規約

第 7 章 会計（資金）第 26 条（3）

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業を追加

（2）福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程

・（事務処理体制）第 3 条

表に米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務を追加

（3）福島県水田農業産地づくり対策等推進会議会計処理規程

・（適用範囲）第 2 条

持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農産第 3 1 7 4 号農林水産事務次官依命通知）を追加

・（会計区分）第 4 条（3）

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務を追加

・（会計管理責任者）第 8 条 2

米の需給及び価格の安定に向けた斑点米カメムシ類臨時特例対策事業に係る事務を追加

会計事務責任者を副会長を担う組織・団体の長とする

3 新旧対照表

別添のとおり。

4 その他

規約及び規程の改正は、令和 7 年 8 月 2 2 日から施行する。

以上